

医療情報取得加算について

当院はマイナンバーカードを使用したオンライン資格確認を行う体制が整っております。

受診された患者様の薬剤情報・特定健診情報・その他の必要な情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めて参ります。

健康保険法施行規則第53条等により、医療機関を受診する際には毎回健康保健証を提出しなければならないとされており、加えて特定健診情報や診療・薬剤情報の閲覧のため受診の際に毎回同意を頂くこととなりますのでご通院の際は毎回ご提示をお願い致します。

【令和6年6月より厚生労働省の定める下記の点数が加算されます】

【初診の場合】 初診時に1回加算

加算：1 初診時に通常の保険証を持参し受付した場合・・・3点

加算：2 初診時にマイナ保険証を利用して受付し
診療情報等の取得に同意した場合・・・・・・・・・・1点

【再診の場合】 3ヶ月に1回加算

加算：3 再診時に通常の保険証を持参し受付した場合・・・2点

加算：4 再診時にマイナ保険証を利用して受付し
診療情報等の取得に同意した場合・・・・・・・・・・1点

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバー保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。